

## 千葉大学奨学支援事業 家計急変者への奨学金給付応募要領

千葉大学では、2022年度内に家計急変があった世帯の正規生に対し、以下の経済的支援を実施いたします。

### (1) 支援対象

家計急変のため収入が大きく減少し、修学の継続が困難となった学生を対象とします。

### (2) 支援額

1人当たり100,000円（本奨学金は返還を要しない給付型とします。）

### (3) 支援人数

予算の範囲内で支援いたします。

### (4) 提出書類

希望者は下記①、②及び③の書類を学務部学生支援課生活支援係に提出してください。

- ① 家計急変者奨学金申請書（千葉大学HPでダウンロードしていただくか、メールにて送付しますので、申請希望者は [dde2178@office.chiba-u.jp](mailto:dde2178@office.chiba-u.jp) までメールでご連絡ください。）
- ② 家計急変を証明できる書類  
事由対象者（定職のある場合は学生本人又は配偶者、学生本人の主たる収入が父母等からの給付による場合は父母等）の事由発生を証明する書類を、下記の通り用意してください。
  - ・ 事由対象者が会社の倒産・解雇等により失職  
→ 失職したことのわかる証明書と退職金に関する証明書（無い場合は申立書）
  - ・ 事由対象者が死亡又は離別  
→ 死亡診断書、戸籍謄本等
  - ・ 事由対象者が破産  
→ 裁判所からの決定通知
  - ・ 病気、事故、会社倒産、経営不振、その他給与収入が激減した等  
→ 医師の証明書、医療費領収書、収入見込証明書、帳簿のコピー等
  - ・ 火災、風水害、震災  
→ 罹災（被災）証明書と損害額計算書又は修繕見積書等
  - ・ 災害救助法、天災融資法適用者 → 適用を受けている証明
  - ・ 傷病手当金、失業給付金等を受給  
→ 受給期間、金額が確認できる書類
- ③ 父母等の収入、所得に関する証明書（最新の源泉徴収票、確定申告書の写し、所得証明書等）  
病気等で家計急変前より働けなくなった方は、家計急変前と急変後の父母等の収入、所得に関する証明書をご提出ください。  
※収入が0円の場合は所得証明書等をご提出ください。

※審査をするうえで上記以外の書類を追加でご提出いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

#### (5) 審 査

国際未来教育基幹キャビネット学生支援センター生活・経済支援部にて被災状況，経済的困窮度等を審査して給付対象者を決定いたします。

#### (6) 支給方法

申請者あてに採用決定通知を送付するとともに，所定の振込口座に，振り込みを行います。採用者には，振込依頼書等の書類をご提出いただくことになります。

#### (7) 返 納

申請内容に虚偽が認められた場合は支援金を返納していただきます。

#### (8) その 他

詳細，不明な点については，学務部学生支援課生活支援係までご相談ください。



千葉大学学務部

学生支援課生活支援係

電話：043-290-2169, 2178

Mail：dde2178@office.chiba-u.jp